

平成 2 6 年 第 8 回 定例会  
(第 8 日 目)

津 別 町 議 会 会 議 録

平成 26 年第 8 回 津別町議会定例会会議録

招集通知 平成 26 年 12 月 9 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 26 年 12 月 24 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 26 年 12 月 24 日 午後 2 時 52 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	佐 藤 久 哉	○	○	6	藤 原 英 男	○	○
2	白 馬 康 進	○	○	7	山 内 彬	○	○
3	村 田 政 義	○	○	8	谷 川 忠 雄	○	○
4	乃 村 吉 春	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	茂 呂 竹 裕 子	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	佐藤 正敏	○	教 育 長	林 伸行	○
総 務 課 長	竹俣 信行	○	生涯学習課長	伊藤 同	○
総 務 課 主 幹	齊藤 昭一	○	生涯学習課主幹	藤原 勝美	○
住民企画課長	小野寺 祥裕	○	学校給食センター主幹	佐藤 美則	○
住民企画課参事	江草 智行	○	農業委員会事務局長	深田 知明	○
住民企画課主幹	伊藤 泰広	○	選挙管理委員会局長	竹俣 信行	○
保健福祉課長	石川 篤	○	選挙管理委員会次長	齊藤 昭一	○
保健福祉課主幹	五十嵐 正美	○	監査委員事務局長	川口 昌志	○
産業振興課長	深田 知明	○			
産業振興課参事	横山 智	○			
産業振興課参事	小南 雅誉	○			
建設課長	松橋 正樹	○			
建設課主幹	金野 茂幸	○			
建設課主幹	竹内 秀行	○			
会計管理者	房田 敏彦	○			
総務課庶務担当主査	近野 幸彦	○			
住民企画課財政担当主査	青柳 朋幸	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	川口 昌志	○	事務局臨時職員	安瀬 貴子	○
事務局主査	小泉 政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	3番 村田 政義 4番 乃村 吉春
2	同意	5	津別町教育委員会委員の任命について	
3	承認	7	専決処分の承認を求めることについて (平成 26 年度津別町一般会計補正予算 (第 5 号) について)	
4	議案	88	津別町社会保障事業基金条例の制定について	
5	〃	89	津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
6	〃	90	津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
7	〃	91	津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	
8	〃	93	津別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について	
9	〃	94	津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
10	〃	95	津別町上下水道運営審議会条例の一部を改正する条例の制定について	
11	〃	96	津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	
12	〃	97	平成 26 年度津別町一般会計補正予算 (第 6 号) について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	98	平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
14	〃	99	平成 26 年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について	
15	〃	100	平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
16	〃	101	平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
17	〃	102	平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について	
18	〃	103	平成 26 年度津別町上水道事業会計補正予算（第 4 号）について	
19	意見書案	18	必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書について	
20	〃	19	安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書について	
21	〃	20	年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書について	
22	〃	21	平成 27 年度畜産物価格決定等に関する意見書について	
23	〃	22	後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書について	
24	報告	18	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
25	〃	19	平成 26 年度定例監査の報告について	
26	〃	20	例月出納検査の報告について（平成 26 年度 8 月分、9 月分、10 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、議長において

3 番 村 田 政 義 君                      4 番 乃 村 吉 春 君

の両名を指名いたします。

◎同意第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、同意第 5 号 津別町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ただいま上程となりました同意第 5 号 津別町教育委員会委員の任命につきましてご説明を申し上げます。

去る 11 月 10 日付をもって辞職されました前津別町教育委員会委員の白木晴海氏の後任委員の人選を進めていたところでございますが、議案に記載の金田美喜恵氏を適任と判断いたしましたので、議会の同意を願うものであります。

金田美喜恵氏は昭和 42 年生まれの 47 歳で、津別町字活汲に居住され、ご主人とともに農業に従事し、義務教育の生徒、児童を持つ現役の保護者でもございます。

公職歴はございませんが、笑顔を絶やさない温かなお人柄とともに、何事にも積極的な姿勢は、本町の教育に欠くことのできない人材と判断をいたしまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により提案をいたしましたので、

ご同意いただけますようお願い申し上げます。

なお、任期は同法第5条に前任者の残任期間と定められていることから、平成27年9月30日までとなります。

よろしくようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

討論を省略し、これより同意第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

#### ◎承認第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第3、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成26年度津別町一般会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、ただいま上程となりました承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

次ページの専決処分第14号をお開き下さい。

平成26年度津別町一般会計補正予算（第5号）につきまして、11月21日付にて記載の理由のとおり解散総選挙になりました選挙経費について専決処分を行ったものがあります。

なお、11月21日については、12月14日の選挙期日が閣議決定された日ということで専決処分をしております。

それでは次ページの補正予算の条文をご覧ください。

第1条第1項におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ705万8,000円を追加し、総額を57億19万3,000円とするものであります。

第2項につきましては後ほど説明させていただきます。

それでは、歳出から説明いたしますので説明資料の事項別明細書5ページをお開き下さい。

先の全員協議会でお示ししましたとおり、様式が変更になっております。その点ご了承ください。

また、今回の補正ではありませんが、歳出予算の増減がなく、財源内訳のみ変更のある場合、これまで財源内訳のみ補正という表示がありましたが、これもなくなりましたこともあわせてご了解、ご了承くださいますようよろしくお願いします。

5ページに戻りまして款2総務費、項5選挙費、目5衆議院選挙費として705万8,000円を追加するものであります。

選挙費用といたしまして、6ページ以降で投票管理人等の報償及び費用弁償が記載している各物件費を計上しているところです。その中で、医薬材料費につきましては消毒用エタノールを、委託料ではポスター掲示場の設置から撤去までの管理業務を、それから備品購入費で最高裁判所裁判官国民審査用の読み取り集計機1台、それから用紙計数機2台の購入費用を計上しております。

それでは3ページのほうにお戻りください。歳入につきましては款13、国庫支出金、項3国庫委託金、目1総務費国庫委託金に4ページに記載のとおり衆議院議員選挙費として636万6,000円を計上したところであります。

また、歳出で見えておりました用紙計数機につきましては、国政選挙以外でも使用するということができますので、満額国庫委託金で見てもらえない可能性があることから一般財源といたしまして款17繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金で財政調整基金繰入金69万2,000円を計上し、補正予算を編成したところであります。

それでは条文のほうにお戻りください。第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容について、次ページの第1表のとおり款項区分ごとに整理し、第1条の条項どおりの補正額とするものであります。

以上、内容説明といたしますので、ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。



○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議案第88号

○議長（鹿中順一君） 日程第4、議案第88号 津別町社会保障事業基金条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは議案第88号 津別町社会保障事業基金条例の制定についてご説明いたします。

本年4月より利率が引き上げられました消費税につきましては、増収分について用途を明確にし、社会保障への財源化を図って国民に還元するとされたところであります。

本町の本年度の予算における計上につきましては、当初予算で見込み誤り等がありましたことから、改めて予算計上することとして本年3月の定例会において答弁させていただいたところであります。

ところが、今年度の状況から見まして、今後の見込みを立てにくい状況があり額が

確定しないまま財源化することはいかがかということを考えまして、用途を明確化する目的金として積み立てまして、各社会保障事業の財源として処分する方法を図ることといたしまして、今回、基金条例の制定をお願いするものであります。

各条文につきましては、説明資料のほうで説明したいと思いますので説明資料1ページをお開きください。条例案の本文と内容説明、備考として参考内容を記載しております。こちらのほうで内容を説明したいと思いますので、よろしく申し上げます。まず名称です。津別町社会保障事業基金条例といたしました。第1条の説明に記載してありますが、消費税の増収分を社会保障4経費の財源に充てることとして基金を設置することから社会保障事業基金という名称にしたところであります。

第1条が設置です。この条例は平成24年に閣議決定されました「社会保障・税一体改革大綱」に基づきまして、消費税の増収分を社会保障4経費とされる年金、医療、介護、少子化対策の事業の財源とするために積み立てて基金を設置するという規定であります。

第2条は定義です。社会保障施策の定義で、閣議決定されました社会保障4経費を実際の事業名に当てはめまして明確化を図るものでありまして、第1号社会福祉から第4号その他少子化に対処するまでの施策まで想定しております。

1号から3号まで内容に「等」を付けておりますが、関連した施策について広く対応しようとする考えで「等」を付けさせていただいております。

第3条は積立です。地方消費税分が以前1%が1.7%になったということで、その増収分を基本に積み立ていたしますが、第2項において予算に定めるところとして、その他寄附などによる積み立ても想定しているところであります。

第4条は管理といたしまして、他の基金条例と同様に、最も確実かつ有利な方法による保管を求めるものであります。

第5条は益金の処分として利息などの益について予算計上の上、基金に積み立てる規定であります。

第6条は、基金処分として第2条に定義している社会保障施策にかかわる事業費に財源充当することでのみ処分することができるという規定でありまして、後段といたしまして事務費及び人件費に充てることはできないとするものであります。後段につ

きましては、閣議決定におきまして「官の肥大化には使わず、すべて国民に還元する」という内容に則したものであります。

第2項につきましては、処分においても予算に計上して行くと規定するものであります。

第7条は繰替運用で、一般会計現金として繰替運用ができる規定となります。

第8条は、町長への委任規定ですが、積み立ての金額、財源充当する事業については町長が定めるものとするものであります。

積み立ての金額につきましては、地方税法に基づき増収分について社会保障財源交付金通知書として額が通知されますから、その通知に基づき積み立てることとする予定です。

財源充当につきましては、次年度の当初予算で充当することを基本としますが、予算説明書等で明確になるようにいたしたいと思っております。

附則につきましては、施行期日の規定で公布の日から施行とし、12月までの確定分については26年度の予算補正で積み立てた上、27年度の当初予算から充当しようと考えているところであります。

以上、議案の条文について説明いたしましたので、原案を承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 説明を受けたのですけれども、2点ほどちょっとお聞きしたいことができましたので、お聞きしたいと思います。

基金条例の第3条の2、基金は、前項に定めるもののほか、予算の定めるところにより追加して積み立てることができる。ここで伊藤主幹のほうからの説明で特定の寄附等が想定されるというふうにお話があったのですけれども、特定の寄附というのはちょっと思いつかないので、これ目的税を積み立てるということなので、一体どういった種類の寄附がここで積み立てることができるのかお聞きしたいと思います。

それからもう1点、3%分の消費税の増税の0.7%に相当するものが、今回は人口割等でそのまま入ってこないということは、説明、前に委員会のほうで受けたのですけ

れども、今後その考え方が見直されることがあるのかどうか、可能性をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） まず第3条の第2項の関係なのですが、この基金条例を立てるといふか、公となったところで、ここのほうに足してほしいという形の寄附というのはいり得るかと思うのです。ですから、使途を明確にしないで、この基金のほうに積んでもらって社会保障に充ててほしいという、そういう特定寄附は考えられるということから、この2項を追加させていただいております。

それから、先ほど引き上げ分がそのまま入ってこないのではないかという話なのですが、実は、社会保障財源交付金交付通知書、これが実際今年になって来ております。その内容を見てみますと、これはなかなか法律から読み取れないのですが、施行令のほうでちょっとはっきりしているところがありまして、これまで地方消費税の交付金につきましては、人口と従業員、つまり途中で工場等、生産のところで消費するのも消費税を払うという形がありまして、人口と従業員者数を基本として配分になっています。ところが今回、引き上げ分につきましては、最終消費地という考えを持ちまして、人口割だけで交付されている仕組みになっております。その点、やはり過疎市町村にとっては厳しい状況でありまして、7割、以前1.0%が1.7%になりますので、実際には7割ぐらい増えるんじゃないかという計算はしていたのですが、実際その分で行きますと2割から3割程度にしかならないのかと、今の状況では考えております。

それで今後の見込みなのですが、これにつきましては交付税も同じような状況があるのですが、どうしても人口が多い所に配分されるという傾向が強いので、今後見直し、交付税につきましてもちょっとおかしいのではないかというのは過疎市町村からよく起きているのですが、今回もこれについてはそういう話は出てくるとは思いますが、見直した結果としてこういうふうになっていますので、なかなか難しいかなというふうには考えています。

何とも見直しについては言えないのですけれども、市町村、こういうふうに関し7%増えない市町村としては、うちみたいな市町村としては、これに対して異議は訴えて

いきたいというふうな考えを持っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） 以前、津別町には福祉基金という基金があったと思えますけれども、今あるかどうかちょっと定かではありませんが、これとの関係としてはこの新しくできる社会保障事業基金に一本化されるということなののでしょうか。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 一本化はされず、これはあくまでも地方消費税が増えた分についての使い道を明確にするという目的でつくるため、一本化はする予定はありません。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 5番、茂呂竹裕子さん。

○5番（茂呂竹裕子さん） そうしますと、以前の福祉基金も例えばふるさと納税とか、あるいは町を離れるにあたって福祉に使ってくださいといただいた寄附などが福祉基金に積み立てられていたというふうに思っておりますが、そこら辺が今度は保障事業基金、新しい基金のほうに積み立てられるということになって福祉基金は、何とか増加する見通しがなかなかなくなるのかなというふうに思いますが、その辺の関係もあわせてお願いします。

○議長（鹿中順一君） 住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） 社会保障事業基金、今回のものはあくまでも消費税の増税分というふうに考えてもらってよろしいかと思えます。

それで、今お話しした寄附という形の中で、想定なのですが幅広く福祉基金というのもありますから、そちらのほうで使ってほしいという、あくまでも本人の寄附するほうの意思で、どういうふうに使っていただきたいというのを確かめながら、どちらの基金に積むかという形になるかと思えます。

先ほど佐藤議員にお答えしましたが、ここに対しての指定寄附する人はなかなかないかなと思うのですが、もしかしたらということで想定しまして第3条第2項という

のをつくっておりますので、そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 88 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 89 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 5、議案第 89 号 津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹（藤原勝美君） ただいま上程となりました議案第 89 号 津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業についてですが、学童保育として従前から実施しております放課後児童クラブの法律上の名称でございます。これまでも厚生労働省のガイドラインを基に運営してまいりましたが、今回、クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連 3 法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなりました。

それでは条文の内容についてご説明申し上げます。

条例の名称につきましては、津別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例であります。

それではお手元の説明資料に沿って順次ご説明申し上げます。

まず、説明資料の3ページをお開きになっていただきたいと思います。第1条では、趣旨といたしまして設備及び運営に関する基準に関し、必要な事項を定めることを規定しております。

第2条における基準の目的では、条例を整備するにあたり、この条例で定める基準の目的を明確にする観点から、省令と同じ内容で規定しております。

第3条では、常に設備及び運営について向上させる義務を負うことを規定するもので、2項については基準を理由として低下させてはならない規定となっております。

第4条は、事業における一般原則を規定しております。2項については、利用者の人権や人格の尊重を規定しており、3項は地域社会との交流及び連携を図り、運営の内容を適切に説明する内容となっております。4項ではみずから評価を行い、結果を公表する、5項については事業を行う場所の構造設備が保健衛生及び危害防止に十分考慮を払う規定となっております。

第5条では、事業者が行う非常災害対策を規定するものです。2項につきまして定期的な訓練を規定しております。

第6条では、職員の一般的要件を規定しております。

第7条では、職員は知識及び技能の向上等に努める義務を有し、事業者はそのための研修の機会を確保する義務がある旨を規定するものです。

第8条では、設備の基準を規定するものです。2項について専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上、第3項では、設備及び備品等は開所している時間帯を通じて専用に供するもの、4項では衛生及び安全の確保を規定しております。

第9条では、放課後児童支援員の配置人数及び資格の要件並びに支援員の単位の適正規模を規定しております。2項では、支援員の数を支援の単位ごとに2名以上、第3項では、資格関係を規定しており、4項では、支援の単位当たりの児童数をおおむ

ね 40 名以下とする。第 5 項では、補助員において兼務可能の規定となっております。

第 10 条では、利用者によって差別的な取り扱いをしてはならない旨を規定しており、第 11 条では職員の虐待等の行為の禁止について規定しています。

第 12 条では、衛生的な管理に関して規定しており、2 項では感染症または食中毒の発生防止について規定しており、第 3 項では医療品の常備について規定しています。

第 13 条では、運営規定について 11 項目の事項を規定しております。

第 14 条についてですが、帳簿についての規定でございます。

第 15 条については、秘密保持に関する責務及び秘密保持に関する措置について規定しており、第 16 条では苦情に対する対応について規定しております。

第 17 条では、開所時間及び日数を規定するもので、授業休業日につきましては 8 時間以上、休業日以外につきましては 3 時間以上の開所を規定しており、第 2 項では年間 250 日以上の開所を規定しております。

第 18 条では、保護者との密接な連絡の必要性を規定するもので、19 条では関係機関との連携について規定しております。

第 20 条では、事故発生時の対応及び支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合の賠償義務を規定しております。

第 21 条では、放課後児童健全育成事業から暴力団を排除するための措置を講ずることを規定するものです。厚生労働省令の基準ではございませんが、本町では暴力団排除に係る条例を制定しているところであり、この条例の制定趣旨から放課後児童健全育成事業においても暴力団は排除すべきであると判断したところから、この条例の基準に加え規定したものです。

附則につきましては、条例の施行期日及び第 9 条に規定する放課後児童支援員の資格要件の一部経過措置を規定するものです。

以上、説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。



討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第 89 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 90 号

○議長(鹿中順一君) 日程第 6、議案第 90 号 津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長(石川 篤君) ただいま上程になりました議案第 90 号 津別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

説明資料によりご説明申し上げますので、資料の 12 ページをお開きください。

この条例につきましては、児童福祉法に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものになります。この趣旨といたしまして、平成 27 年の 4 月の施行を目指しています子ども・子育て支援新制度について、従来の認可保育所(利用定員 20 名以上)の枠組みに加え、小規模保育事業(6 名から 19 名)、家庭的保育事業(5 名以下)、保育が必要な者の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業、事業所内保育所を自社労働者の子どもに限らず地域の子どものに開放した場合の 4 つの類型につき、新たに市町村の認可事業として事業類型が設けられることになったことにより、その基準を条例制定するものでございます。

その背景といたしましては、待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が 3 歳未満の子どもであることを踏まえ、認定こども園、保育所に加え、こうした小規模

保育や家庭的保育等の量的拡充をあわせて待機児童の解消を図っていくということだということになります。

保育の種類といたしましては、家庭的保育事業、乳児又は幼児について、家庭的保育者の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業。利用定員は5人以下。今まで保育ママ制度と言われているやつだと思います。

小規模保育事業、ゼロ歳から3歳未満を対象とした定員が6人以上から19人以下の少人数で行う保育事業、これも後で説明いたしますけどA、B、C型があるという形。

居宅訪問型保育事業は、保育を必要とする子どもの居宅で保育を行う事業。

事業所内保育事業、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を行う事業、この4つの類型からなってくるということになります。

これらの条例案につきましては、10月23日から11月21日の30日間パブリックコメントを実施いたしましたけれども、特にご意見はございませんでした。

それでは条文のほうを説明させていただきます。今回の条例につきましては、1条から49条までということをごさいます、章立てをしてごさいます。

第1章につきましては、総則、全体に通用する一般的包括的規定でございます。そして第1条については趣旨、この条例は児童福祉法第34条の16、第1項の規定に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

第2条は、定義について記載しております。この条例において用語の定義を規定してごさいます。

第3条につきましては、基準の目的等について書いてごさいます。

第4条につきましては、基準と家庭的保育事業者等について書いてごさいます。家庭的保育事業者等に、常にその設備及び運営を向上させるよう義務を負うことを規定しているということ。

第5条につきましては、家庭的保育事業者の一般原則について書いております。利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重してその運営を行わなければならない。

第6条につきましては、保育所との連携をうたっております。この事業につきましては、原則として3歳未満を対象とした事業ですけれども、3歳以上の児童に対して教

育、保育を継続して行われるよう、保育所等と連携を確保することが必要なことであることから、このような規定をつくっております。

第7条につきましては、家庭的保育事業者等と非常災害、利用者及び保護者にとって安全、安心なものでなければなりません。非常災害対策について必要な設備並び訓練及びその頻度について規定するものであります。

第8条につきましては、家庭的保育事業者等との一般的要件、家庭的保育事業に従事する職員の一般的要件について規定してございます。

第9条につきましては、家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等について規定してございます。職員は、知識及び技能の向上に努める義務を有して家庭的保育事業者等は、そのための研修の機会を確保する義務がある旨を規定してございます。

第10条につきましては、他の社会福祉施設等をあわせて設置するときの設備及び基準について規定しているものでございます。

第11条は、利用乳幼児を平等に取り扱う原則、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって差別的な扱いをしてはいけないという規定。

第12条につきましては虐待等の禁止、家庭的保育事業者等の職員は利用乳幼児に対し法第33条の10、各号に掲げる行為、その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならないということ。

第13条は懲戒に関する権限の濫用禁止、これにつきましては利用乳幼児に対し懲戒に関し、その福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等、その権限の濫用を禁止する規定ということになってございます。

第14条につきましては衛生管理等ということで、衛生管理、感染症等の発生やまん延防止の措置を講ずる義務について規定してございます。

第15条につきましては食事について規定をしております。食事の提供及び調理方法について規定するものでございます。

第16条につきましては、食事の提供の特例について記載してございます。利用乳幼児に対する食事の提供について、栄養士による指導が受けられる体制や健康状態に応じた食事の提供に適切に応ずる規定を満たすことを条件に、搬入施設において調理、

搬入する方法も可とするということでございます。

第 17 条につきましては、利用乳幼児及び職員の健康診断について規定してございます。

第 18 条につきましては、家庭的保育事業所内部の規程の事項について規定しております。

第 19 条につきましては、家庭的保育事業所に備えるべき帳簿について規定してございます。

第 20 条につきましては、秘密の保持。

第 21 条につきましては、苦情への対応を規定してございます。

次、第 22 条、家庭的保育事業の基準であります。設備の基準について記載しております。家庭的保育事業につきましては、規模は 5 人以下、家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施すると。それらの基準を制定してございます。

第 23 条につきましては、職員の配置について規定しております。

次、23 ページです。第 24 条については保育時間を規定しております。この中で 1 日 8 時間を原則とするという形になってございます。

第 25 条につきましては、保育の内容、家庭的保育事業の特性を留意して保育する乳幼児の心身の状況に応じた保育を提供しなければならない。

第 26 条につきましては、保護者との連絡について書いております。常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡を取り合い、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第 27 条につきましては、今度、小規模保育事業のほうに入ります。27 条では小規模保育事業の形、A 型、B 型及び C 型とするという 3 つの類型を規定してございます。

第 28 条につきましては、小規模保育事業の A 型についての設備の基準を書いてございます。小規模保育事業につきましては 6 名から 19 人以下という形になります。

第 29 条につきましては職員について記載しております。A 型については保育士、嘱託医、調理員を置かなければならないというような形。

第 30 条につきましては準用規定を書いてございます。24 条は保育時間、25 条は保育の内容、26 条は保護者との連絡。これらにつきましては、それを 24 から 26 条を準

用するという規定でございます。

次、第31条につきましては、小規模保育事業B型について記載してございます。B型の職員につきましては、第2項、保育従事者の数は次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、次の各号に定める人数の合計数に1を加えた数以上。そのうち半数以上は保育士ということ。保育士のほかに、その他保育に従事する職員として町長が行う研修を修了した者も認められるというような形。半数以上が保育士であればB型になるという形です。

第32条につきましては、同じく24条から26条を準用しますよという規定。

第33条につきましては今度第4節、小規模型保育事業C型について記載しております。設備の基準、職員につきましてはB型と…、第3条の職員につきましては、職員の規定をやっております。

そして第35条は利用定員を記載してございます。A型、B型につきましては6人から19人以下ですけども、C型につきましては6人以上、10人以下というような形でございます。

第36条につきましては、同じく24条から26条までを準用するという規定でございます。

第37条につきましては、居宅訪問型保育事業。その利用乳幼児の家庭に訪問して保育を行うという部分です。それについて記載してございます。

第38条については設備及び基準。

第39条については職員。居宅訪問型保育事業においては、家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は1人とするというような形です。

第40条につきましては、居宅訪問型保育連携施設、居宅訪問型保育事業者は、あらかじめ連携する障害児入所施設等を確保しなければならないことについて規定しているということ。

第41条につきましては、24条が26条を準用するという形でございます。

第42条につきましては、事業所内保育事業、これにつきましては先ほどもご説明いたしましたように、会社等が事業所内の保育に加えて地域の子どもを預かるというような形、これらのそれぞれの定員について設定してございます。

第43条につきましては、保育所型事業所内保育事業の設備の基準について記載してございます。

第44条につきましては、保育所型事業所内保育事業所の職員について規定してございます。

第45条につきましては、連携施設に関する特例について規定しております。

第46条につきましては、同じく24条から26までの規定を準用するというような形。

第47条につきましては、小規模型事業所内保育事業の職員について記載してございます。

第48条につきましても準用規定でございます。

第49条、これは独自の部分でございます。暴力団の排除ということで、町では暴力団排除に関する条例を制定しているところであり、その条例の制定趣旨から家庭的保育事業者等設備及び運営事業においても、暴力団は排除すべきものと判断したことから、この条例の基準に加え規定するというものでございます。家庭的保育事業者等及び家庭的保育事業者等の職員は、津別町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団もしくは、同条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団員関係者であってはならない。2項といたしまして町長及び家庭的保育事業者等は、暴力団排除条例第3条に規定する基本理念にのっとり、家庭的保育事業者等から暴力団を排除するために必要な措置を講ずるものとするということで、これは独自の部分として加えてございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するという事。

第2条といたしまして食事の提供の経過措置。これにつきましては、この条例の施行日前に既に保育を行う施設、事業が施行日以後の家庭的保育事業所の認可を得た場合、この条例の施行の日から起算して5年間経過するまでの間は、食事、調理の規定を適用しないことができる経過措置の規定であります。

第3条につきましては、連携施設に関する経過措置。家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができると町長が認める場

合は、この条例の施行の日から5年間を経過するまでの間、連携施設を確保しないことができるという経過規定。

第4条につきましては、小規模保育B型及び小規模保育事業所内保育事業の職員に関する経過措置。小規模保育事業B型及び小規模事業所保育事業所内保育所は、この条例の施行の日から5年間を経過する日までの間、家庭的保育者及び家庭的保育保持者を保育従事者としてみなす職員の経過措置の規定。

第5条につきましては、小規模保育C型の利用定員に関する経過措置でございます。小規模保育事業のC型につきましては、6名から10名以下という形でございますが、経過措置といたしまして5年間を経過する日まで6名以上、15名以下とするというような形でございます。

以上、内容の説明をいたしましたので、原案にご協賛いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第90号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第91号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、議案第91号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第91号 津別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてをご説明申し上げます。

資料の40ページをお開きください。

特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法第34条第3項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第46条第3項の内閣府令で定める基準に基づき、特定教育・保育施設の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

この基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者が、良質かつ適切な内容及び水準の教育・保育の提供を行うことにより、すべての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでございます。

まず、用語の定義について簡単にご説明申し上げます。

この法律の中で教育・保育施設という部分が出てきますのは、これにつきましては認定こども園、幼稚園、保育所を指すということ。2番目に、地域型保育事業とは、前段の条例でご説明いたしました家庭的保育事業等について指すということ。小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を地域型保育事業というような形。特定教育・保育施設とは、この条例において市町村から確認を受けた教育・保育施設。ですから、この条例によって市町村の確認を受けた認定こども園、幼稚園、保育所になります。特定地域型保育事業とは、市町村から確認を受けた地域型保育事業、この条例に基づいて確認を受けた小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育がこの条例の中の用語の定義になります。確認ということは、市町村が許可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業者からの申請に基づき、施設型給付もしくは地域型保育給付による財政支援を対象とするということ。6番目といたしまして、特定教育・保育施設及び特定地域型保育の運営に関する国基準案は、市町村が教育・保育施設及び地域型保育事業者に対して確認するため定める基準のこ



と、ということです。

それで2番目といたしまして、各施設事業者が子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付を支給を受けるまでの流れと書いてございます。まず、それぞれの施設につきましても、保育所は児童福祉法に基づく認可、これは北海道が認可するものでございます。幼稚園につきましても学校教育法に基づく認可、これも北海道。幼保連携型認定こども園、これは認定こども園法に基づく認可、これも北海道。幼保連携型認定こども園以外のこども園、これは保育所型こども園、幼稚園型こども園、あと地方裁量型こども園とございますが、これも同じように認定こども園法に基づく認可、これも北海道で行います。地域型保育事業（家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）これらについては児童福祉法に基づく認可ということで、前段ご承認いただきました家庭的保育事業所の設備と基準によりまして町が認可を行うというふうな形。19名以下の施設については町が認可を行う。20名以上については北海道が認可を行うというふうな形になります。

それで、次の41ページをご覧いただきたいのですが、認可をされた施設・事業が教育・保育給付の対象となるための運営基準を満たすか町が確認を受ける。新しい施設型給付を受ける場合、この条例において町の確認を受けなきゃならない。保育所、幼稚園、認定こども園については施設型給付を受けるための運営基準を満たすかどうかを町が確認する。地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）については、地域型保育給付を受けるための運営基準を満たすかどうかを町が確認する。町が認可して町が確認するというふうな形。

それで、この条例を定める必要があるということでございます。

それで、この条例に基づいて確認を受けた施設については、今、国で協議中の公定価格の内容を踏まえた教育・保育給付を受給することができるというふうな形になってくる。これは、その国、北海道または町村が認可した施設を施設型給付を支払うための確認をするための条例ということでご理解いただければと思います。

これも同じく10月23日から11月21日の30日間パブリックコメントを実施してございます。これにつきましても特にご意見はございませんでした。

それでは、条例案につきましても説明させていただきます。

これにつきましても 52 条、53 条までございますので章立てをしております。右側の趣旨を見ていただければと思いますが、現在事業を実施している教育・保育施設である保育所や幼稚園に加え、新たに地域型保育事業が創設されました。また、学校教育法等の認可等を受けていることを前提に、施設事業者からの申請に基づき町が対象施設事業として確認し、給付による財政支援の確認制度が新たに始まることから、この運営に関する基準を定めるものということでございます。

第 2 条につきましては定義、この条例の用語の定義を規定しております。ちょっと非常にわかりづらい部分があると思いますが。

第 3 条につきましては、一般原則について規定しております。

第 4 条につきましては、利用定員について規定しております。

第 5 条につきましては、内容及び手続きの説明及び同意。これにつきましては、特定教育保育施設の提供の開始に際し、支給認定保護者に対し支給認定保護者、施設を利用する方ですけれども、運営規定の内容及び手続きの説明を行い同意を得なければならないということを規定するものでございます。

第 6 条につきましては、正当な理由のない提供拒否の禁止等について記載しております。

第 7 条につきましては、あっせん、調整及び要請に対する協力、これは、それぞれ施設がある場合につきましては、町のほうがいろいろあっせん、調整を行います。例えば一つの施設がいっぱいで一つが空きがある場合、その辺の利用調整につきまして施設は協力しなければならないという規定。

第 8 条につきましては、受給資格等の確認について記載しております。

あと第 9 条については、支給認定申請に係る援助ということ。これにつきましては、まず前にもご説明いたしましたけれども、サービスを受けるためには支給認定を受けなきゃならないと。ただ、支給認定を受けていない保護者からの利用の申し込みがあった場合には、申請に係る必要な援助を行わなければならないということを規定しております。

第 10 条につきましては、心身の状況等の把握。これは子どもの心身の状況を適切に把握しなさいということについて書いてございます。

第 11 条につきましては、小学校等との連携について記載してございます。

第 12 条につきましては、特定教育・保育の提供の記録について記載してございます。

第 13 条につきましては、利用者負担額等の受領について記載しております。特定教育・保育を提供した際に支給認定保護者から支払いを受ける利用負担額等について規定してございます。

第 14 条につきましては、施設型給付費の額に関する通知等について記載してございます。

第 15 条については、特定教育・保育の取扱方針について記載してございます。

第 16 条につきましては、特定教育・保育に関する評価等について記載しております。

第 17 条は、相談及び援助について記載しております。

第 18 条につきましては、緊急時の対応について記載しております。

第 19 条は、支給認定保護者に関する町長への通知を記載しております。

第 20 条につきましては、運営規程について記載してございます。

第 21 条につきましては、勤務体制の確保について記載しております。

第 22 条につきましては、利用定員の遵守ですね。特定教育・保育施設は利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における特定教育・保育に対する需要の増大への対応、法第 34 条第 5 項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法 24 条第 5 項または第 6 項に規定する措置への対応。災害、虐待、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないという規定でございます。

第 23 条につきましては、掲示について書いております。施設の見やすい場所に運営規程だとか重要規程をきちっと掲示しなさいというようなこと。

第 24 条につきましては、支給認定子どもを平等に取り扱う原則。支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的な扱いをしてはならない。

第 25 条につきましては、虐待の禁止。特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為、その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第 26 条は、懲戒に係る権限の濫用禁止ということで、懲戒に関し、その福祉のため

に必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等、その権限の濫用を禁止する規定。

第 27 条は、秘密の保持について記載してございます。

第 28 条につきましては、情報の提供等。

第 29 条につきましては、利益供与等の禁止。

第 30 条につきましては、苦情解決。

第 31 条につきましては、地域との連携ですね、これについてうたっています。特定教育・保育施設は、その運営にあたっては地域住民との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めなければならない。

第 32 条につきましては、事故発生の防止及び発生時の対応について記載をしてございます。

第 33 条につきましては、会計の区分について記載してございます。

第 34 条につきましては、記録の整備ということで記録を残しておかなければならない部分について書いてございます。

第 35 条につきましては、特別利用保育の基準。特別利用保育というのは、右にも書いてございますが 1 号認定の子どもが特定の教育・保育施設、保育所 1 号認定、幼稚園対応の子どもが保育所から提供されるサービスをいうということでございます。要は、その地域に 1 号認定が入る場所がない子どもの場合、2 号認定というか保育所にサービスを受ける部分の基準について書いてございます。

第 36 条につきましては、特別利用教育の基準、右側のちょっと趣旨のほうをご覧くださいいただきたいのですが、これは特別利用保育と書いてますが、これ間違いでございます。特別利用教育ですね、この場合はその逆の形でございます。2 号認定の子ども、保育所対象の子どもは、そういう施設がなく、幼稚園でそういう保育を受ける場合の基準を書いてございます。

次、第 37 条、利用定員。これは前段で、この前の部分でご説明いたしてあります家庭的保育事業と言われる部分で、こちらの法律の中では地域型保育という言い方をしてございます。それも特定地域型保育事業、要はこの施設型給付を受ける家庭的保育事業、小規模保育事業 A、B、C、居宅訪問型保育事業だとかの利用定員を定めるというも

のでございます。

第 38 条につきましては、内容及び手続きの説明及び同意を行うと。

第 39 条につきましては、正当な理由のない提供拒否の禁止。これについて記載して  
ございます。

第 40 条につきましては、あっせん、調整及び要請に関する協力。

第 41 条につきましては、心身の状況等の把握。

第 42 条につきましては、特定教育・保育施設等の連携について書いてございます。

第 43 条につきましては、利用者負担額等の受領について書いてございます。

第 44 条につきましては、特定地域型保育の取扱方針。

第 45 条につきましては、特定地域型保育に関する評価等。

第 46 条につきましては、運営規程について書いてございます。

第 47 条につきましては、勤務体制の確保について記載してございます。

第 48 条につきましては、利用定員の遵守。

第 50 条につきましては、第 8 条から第 14 条、第 17 条から第 19 条、第 23 条から第  
33 条までについて特定地域型保育にも準用する規定を書いてございます。

次は、第 51 条につきましては、特別利用地域型保育の基準。これは説明のほうにも  
書いてございます。特別利用地域型保育とは、1号認定の子ども、3歳以上の子ども  
が特定地域型保育事業者から提供される特別利用地域型保育。ちょっと非常にわかり  
づらいのですが、要は1号認定につきましては3歳以上の幼稚園タイプの子どものご  
ざいます。この方が地域型保育、小規模保育だとかそういう部分、基本的に小規模保  
育につきましては3歳未満の子どもが対象でございますので、その地域にそういう施  
設がない場合、そういう地域型保育を利用する場合、3歳以上の子どもが、この基準  
が必要になってくると、適用されてくるというような形になります。

次、第 52 条、特定利用型地域型保育の基準、これは2号認定、3歳以上の対象の子  
どもがそういう施設がない場合、基本的に地域型保育は2歳未満が対象ですから、そ  
こをどうしても利用しなきゃならない場合の基準について書いてございます。

第 53 条、暴力団の排除、これも先ほどと同様に町では暴力団排除に関する条例を制  
定していることから、この条例の制定趣旨から特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業においても暴力団は排除すべきものであると判断したことから、この条例に加え規定するというものでございます。

附則につきましては、第1条といたしまして施行期日、この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行すると。

第2条につきましては、特定保育所に関する特例。

第3条につきましては、施設型給付費に関する経過措置。

第4条につきましては、小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置。

第5条につきましては、連携施設に関する経過措置について記載しております。

以上、内容の説明をいたしましたので、原案にご協賛いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 条例等についてなんですけども、これは待機児童のためにと先ほど地域型保育事業のところの説明があったかと思えます。今度、こども園ができるので、津別町でこの地域型保育事業が行われるというか、そういう見通し等もあってこの条例を策定したのだとすれば、何というのですか、今でもゼロ歳、2歳未満児のところでは若干待つような子がいたということであれば、何かそっちのほうの対応というのですか、保育ママ制度みたいなものを将来的に向けて考えておられるのかどうかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） これにつきましては、事業者が参入するか否か、それにかかわらず規定しなきゃならないということになってございます。ですから、この基準については、多分前段の条例の関係だと思っておりますが、町がそういう基準をつくって審査しなきゃならない。来るかどうかわからないからつくらないわというのではなくて、きちっとやっぱりそれはつくっておきなさいよということで、これは全市

町村で同じような条例を制定しているところがございます。

○議長（鹿中順一君） 9番、篠原眞稚子さん。

○9番（篠原眞稚子さん） 条例はそういうことでつくられたというふうに思うのですが、今回できる保育所の定員等も、ちょっと正確な数字はあれですけども、百十何名とかということですから、津別町においては現状のところ、こういう何というか待機するような児童が生まれまいだろうというか、そういうふうなことで、これは国から流れている条例なので、もしそういうことがあったらこういうふうに対応していきますよというような方で策定しているのだろうというふうに思いますけども、そういうようなことが担当者のところ必要性みたいなものの認識がされているかどうかだけ、ちょっとお聞きしたいなというふうに思っただけです。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） その2歳未満の部分につきましては、現在は非常に厳しい部分がございますが、今度その新しい施設につきましては十分対応できるのかなというふうに考えてございます。

当初、その最低基準よりも多めの面積をとってございますので、定員よりも多少多く入ることも可能なのかなというふうに考えてございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第91号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 09 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎議案第 93 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 8、議案第 93 号 津別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） ただいま上程となりました議案第 93 号 津別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明をさせていただきます。

説明資料の 72 ページ、新旧対照表をご覧くださいと思います。平成 26 年 4 月 30 日付で活汲、本岐両 P T A 及び校区関係自治会長とそれぞれ覚書を交わし、活汲小学校及び本岐小学校は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止し、通学区域を津別小学校区域に統合することといたしました。これに伴いまして平成 27 年 4 月から津別町立学校設置条例第 2 条に規定する小学校は、津別小学校 1 校となります。

また、本年 4 月より中学校は、津別中学校 1 校となっておりますことから、平成 27 年度の津別町の小学校及び中学校は各 1 校となります。このことから、新旧対照表の改正前と改正後のとおり、第 2 条の別表を削除し、第 2 条の下に各校の名称と位置を表示する改正をするものでございます。

本文に戻っていただき、ただいま説明をいたしました内容を条文にしたものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行すると定めるものでございます。



以上、説明いたしましたので原案に賛成いただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 93 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 94 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 9、議案第 94 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

金野建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 94 号 津別町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

改正理由につきましては、各審議会委員に町議会議員が就任することの取り扱いについて見直しがされ、町の施策に直接かかわる審議を行う委員のうち、上位法に規定されている者を除いて、議員はその委員に就任しないこととする取り決めとなりましたことを受けまして、町営住宅入居者選考委員の構成に町議会議員がなっていること

から、任期が平成 27 年 3 月 31 日で任期満了を迎えるため、今回、条例の一部を改正するものであります。

説明資料 73 ページをご覧ください。新旧対照表で内容を説明いたします。

左側改正前、第 10 条、入居者選考委員会、第 1 項、委員の定数は「7 人」を、町議会議員 2 名を外すことから改正後「5 人以内」に改めるものです。5 人以内につきましては、任期途中で欠員が生じた場合、後補充の任命に時間がかかることも予想されますので、欠員が生じた場合でも対応できるよう 5 人以内とするもので、基本は 5 人の構成メンバーで行うものです。

改正前第 1 号、「町議会議員 2 人」を削り、第 2 号中、民生委員「2 人」を「2 人以内」に改め、同号第 1 号とし、第 3 号中の識見を有する者「3 人」を「3 人以内」と改め、同号を第 2 号と改めるものです。

同条第 6 項は、町議会議員、民生委員の職でなくなった場合、委員の職を失う者で、今回、町議会議員が削り各号が繰り上がったことで、「及び第 2 号」を削除するものです。

議案の条文に戻っていただきまして、ただいま新旧対照表で説明した内容を改正条文にしたものであります。

附則につきましては、入居者選考委員会の委員の任期は平成 27 年 3 月 31 日で終了することから、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 94 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 95 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、議案第 95 号 津別町上下水道運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 95 号、津別町上下水道運営審議会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

説明資料の 74 ページをお開き下さい。

改正理由としましては、1 点目に各種審議会に議員が就任することの取り扱いについて、町議会から上位法の規定がない審議会については委員に就任しないこととする文書が提出されましたので、委員構成について見直しを行いました。

2 点目としまして、2 号委員、識見を有する者及び 3 号委員、受益者については受益人口の減少や高齢化により委員任命が困難になっている現状をかんがみ、定数以内とする改正を行おうとするものでございます。

改正内容としまして、条例の新旧対照表にて説明いたします。改正後の組織構成につきましては、第 3 条 1 号、委員の「町議会議員 3 人」を削り、識見を有する者「4 人」を「4 人以内」に、受益者「5 人」を「5 人以内」とするものでございます。

なお、1 号を削ったことにより以降の各号が繰り上がります。

当運営審議会につきましては、昭和 62 年に都市計画審議会と水道運営審議会が統合したものでございます。都市計画審議会の場合につきましては、政令により議会議員の任命が求められておりましたが、統合時点でその規定から外れておりますので、議会提出の文書を受け今回の見直しを行ったものでございます。

また、改正によりまして委員定数が 12 人から 9 人となりますが、他町村の定数状況を見ましても 10 人前後が最も多く妥当数と判断しているところがございます。

本文にお戻りいただき、ただいま新旧対照表でご説明しましたものを条文にしたものがございます。

附則といたしまして、平成 27 年 3 月 31 日をもって現在の委員任期が満了となりますので、施行日につきましては、平成 27 年 4 月 1 日とするものがございます。

以上、ご説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 95 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 96 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 11、議案第 96 号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） ただいま上程になりました議案第 96 号 津別町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてであります。平成 22 年 9 月、第 7 回

定例会で議決いただいております津別町過疎地域自立促進市町村計画に関しまして、テレビ放送等の難視聴対策として、テレビ北海道の中継局整備等を追加する変更について議会の議決を求めるものであります。

次ページの別紙、過疎地域自立促進市町村計画（変更）をご覧ください。

変更後のほうをご覧くださいなのですが、計画書の 28 ページ、15 行目からの（５）電気通信施設等情報化施設の記載に、新たに事業名といたしまして「テレビジョン放送等難視聴解消のための施設」を追加いたしまして、事業内容としてテレビ北海道も見ることができるようにする「中継局の整備」、それから光ファイバーによる再送信の「施設の改修」について記載しております。

事業主体としては「町」ということを追加いたしまして変更後としたものであります。

今回の改正につきましては、事業名の追加ということで重要な変更となります。知事との事前協議、議決、議決書の提出が求められるものでありまして、有利な起債であります過疎対策事業債の充実に必要なものになります。

既に事前協議により異議のない旨の知事通知を受けていることを申し添えます。

また説明資料のほう、最後のほう 75 ページ、最後のページに予算ベースの個別事業費と追加したことによる全体事業費の事業費を記載しております。

計画書の参考資料の変更となりますので、ご確認いただければと存じます。

以上、計画の一部追加、変更に係る説明とさせていただきますので、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 96 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 97 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、議案第 97 号 平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課主幹。

○住民企画課主幹（伊藤泰広君） それでは、議案第 97 号 平成 26 年度津別町一般会計補正予算（第 6 号）につきまして説明いたします。

今回の補正につきましては、確定を見ております歳入歳出の精査を基本といたしまして、福祉灯油助成事業の追加、電気料等の値上げによる増額など追加事業に対する歳出の補正や、現時点で整理できる起債の追加及び変更について歳入の補正等を中心に補正予算を組ませていただいております。

それでは補正予算の条項をご覧ください。

第 1 条第 1 項におきまして、歳入歳出予算にそれぞれ 6,512 万 8,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 57 億 6,532 万 1,000 円と規定するものであります。

第 2 項及び第 2 条の地方債補正につきましては、資料の事項別明細書の説明後に内容を説明させていただきます。

資料の事項別明細書につきまして歳出から説明させていただきます。

事業費の精査にかかわるもの、それから光熱費の追加につきましては説明を省略させていただきますので、その他主要なものを説明いたしますことをご了承ください。

13 ページから 14 ページをお開きください。款 2 総務費、項 1 総務費管理費ですが、目 1 一般管理費におきまして需用費として消耗品と印刷費についてコピー用紙の不足分、それから封筒印刷費の増額補正 93 万 8,000 円となります。

目3 財政管理費は、積立金として 8,823 万 8,000 円の追加であります。財政調整基金積立金として過年度収入分 8,541 万円を含む一般財源の充足分として 8,814 万 2,000 円の追加、ほかの基金につきましては利息分の精査による増減となっております。

続いて 15、16 ページになります。目5 財産管理費、庁舎等維持管理経費におきまして、次年度採用職員の椅子の購入として庁用備品 16 万 4,000 円の追加、それから庁用建物等維持管理経費におきまして、幸町の土地 671.06 平米の購入費用としまして 429 万 5,000 円の追加となります。項2 地域振興費、目1 企画総務費、企画調整事務経費におきまして、ふるさと納税の増加によります記念品分といたしまして 4 万 5,000 円の追加となります。目3 企画振興費におきましては、ふるさと定住促進事業としまして新築分及び中古住宅取得分の増加として 330 万円の追加となります。

下段の多目的活動センター管理運営経費につきましては、施設の管理費用の増加に伴うもので 44 万 3,000 円の追加となります。

続きまして 19 ページ、20 ページをお開きください。中段のふるさとつべつ応援基金積立金であります。これはふるさと納税分の積み立てで 70 万 7,000 円の追加となります。

続きまして 21 ページ、22 ページをお開きください。款3 民生費です。項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費におきまして扶助費と委託料について、ここまでの実績による見込み額で増減補正となっております。

22 ページ、下段の国民健康保険事業特別会計繰出金につきましては、国保の基盤安定分と財政安定化支援事業、それから事務費分として 104 万 7,000 円の追加となります。

23、24 ページのほうをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金につきましては事務費の財源補正による減額が大きく 91 万 4,000 円の減額補正となります。目5 老人福祉費におきましては、老人福祉施設管理経費におきまして本年度予定しておりました旧網走信用金庫店舗改修工事を財源の確保が難しいということで次年度に行うものとして、全額の 1,489 万 4,000 円を減額補正をするものであります。福祉バス管理経費につきましては、福祉バスの利用増による乗務員賃金 47 万 1,000 円の増額となっております。次に、老人福祉扶助費等におきましては、昨年を引き続きまして福祉

灯油助成事業としまして高齢者、障がい者、ひとり親家庭等に対しまして灯油高騰の分として1万円を支給するもので、588世帯を見込みまして588万円を追加するものがあります。次に、介護サービス支援事業につきましては、備品整備の補助金といたしまして社会福祉法人恵和会に対し特別養護老人ホーム厨房の冷暖房設備及びデイサービスセンターの暖房設備の更新修理費といたしまして152万6,000円を追加補助しようとするものですが、先の補助の執行残を差し引きまして115万7,000円の補正増額となります。

続きまして25、26ページをお開きください。目8後期高齢者医療費につきましては、後期高齢者医療広域連合に対する負担金といたしまして後期高齢者医療事業特別会計に対する繰出金の精査によりまして1,704万5,000円の減額となります。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費につきましては、乳幼児医療費助成事業におきまして医療費の増による扶助費185万1,000円の増額、未熟児養育医療費給付事業につきましては対象者の増等によりまして49万3,000円の増額、その他児童扶助費経費におきましても対象者の増によりまして扶助費増により78万6,000円の増額となっております。

続きまして27、28ページをお開きください。児童手当扶助費につきましては、25年度分の国、道支出金の還付となりまして286万1,000円の追加となります。目2保育所費におきましては、運営経費の委託料におきまして保育士の移動等によりまして200万9,000円の減額となります。

続きましては款4衛生費です。項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、事務組合に対する負担金として22万9,000円の減額、目2予防費につきましては、栄養改善指導事業として臨時職員の栄養士の退職報償を見込みまして54万円の追加となります。

29ページ、30ページをお開きください。目3環境衛生費におきましては下水道事業特別会計、それから簡易水道事業特別会計の繰出金として合わせて180万1,000円の減額となるところです。目4保健師設置費におきましては、車両修理の共済金に係る財源内訳のみの補正となります。

款5労働費、項1労働費、目1労働諸費につきましては、これも負担金の精査で5



万円の減額となります。

款6 農林業費になります。項1 農業費、目1 農業委員会費は、道補助金の増額による財源のみの補正になります。目2 農業総務費は使用料と受託事業収入の増額により、こちらも財源内訳のみの補正となります。目4 振興事業費につきましては、国営農地再編整備事業推進事業におきまして32ページのほうになりますが、農地の中に国有地等登記するにあたりまして、申請土地等の作成を委託する費用としまして64万8,000円の追加、それから北海道多面的機能の支払事業につきましては、事業対象面積拡大によりまして事業費増による応分の負担として521万6,000円の追加となります。

項2 林業費、目1 林業総務費は、道委託金の増額に伴う財源内訳の補正となります。目2 林業振興費につきましては、34ページのほうをお開きください。津別21世紀の森基金積立金として寄附金と利息増分を積み立てるもので22万4,000円の増額となります。目5 治山事業費につきましては、先に補正させていただきました木樋藤倉の沢の治山附帯施設工事ですが、設計変更により123万2,000円の増額をするものであります。

続きまして款7 商工費です。項1 商工費、目1 商工総務費は35から36ページのほうをお開きください。これは道委託金の増額による財源内訳のみの補正とするものであります。

続きまして款8 土木費です。項2 道路橋梁費、目2 道路橋梁維持費ですが38ページのほうをご覧ください。街路灯設置工事として追加になるのですが、町道3路線で新たに設置するものとして47万5,000円の追加となります。項3 河川費、目1 河川総務費は使用料増額による財源内訳のみの補正となります。

続きまして39から40ページのほうをお開きください。款9 消防費です。項1 消防費、目1 消防総務費は、事務組合に対する負担金の精査によりまして67万円の減額、目2 災害対策費は補助金の道補助金の減額による財源内訳のみの補正となります。

款10 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費は、補助限度額の見直しによる就園奨励費の補助金として87万3,000円の増額。教育委員会事務局経費としまして臨時職員に対応する部活動の対策として27万7,000円の増額となります。

続いて41ページ、42ページのほうをお開きください。項2 小学校費、目1 学校管理

費につきましては、小学校施設整備事業としまして次年度予定しております津別小学校の職員室の移設工事に係る実施設計の委託料として 262 万 5,000 円の追加となります。

続きまして 43 ページ、44 ページをお開きください。項 3 中学校費、目 1 学校管理費ですが、スクールバス経費として運行の増というのがありまして 18 万 6,000 円の増額をお願いするものです。項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費ですが、45 ページから 46 ページのほうをお開きください。社会教育総務経費といたしまして行政報告いたしました津別小学校の表彰に係る旅費を支給したことにより 4 万 4,000 円の増額となります。目 3 会館管理費ですが 46 ページの下段の児童館管理経費におきまして、次年度の放課後児童クラブ統合に向けた施設営繕として 17 万 1,000 円の増額となります。

飛びまして 49 から 50 ページのほうをお開きください。下段の款 12 公債費、項 1 公債費、目 1 元金、52 ページの目 2 利子ですが、これらは 25 年度借り入れ分の確定に伴う増減により、項全体で 226 万 1,000 円の増額となるところであります。

それでは歳入のほうをご説明いたしたいと思います。3 ページから 4 ページのほうをお開きください。款 1 町税です。項 2 固定資産税、目 1 固定資産税につきまして今年度の課税状況をかんがみまして、特に償却資産の増ということから現年度分として 1,665 万 4,000 円の増額です。目 2 国有資産等所在市町村交付金につきましては、確定分といたしまして 42 万 3,000 円の増額となります。

款 8 地方特例交付金、項 1 地方特例交付金、目 1 地方特例交付金につきましては、確定分としまして 8 万 1,000 円の減額となります。失礼しました。

款 9 地方交付税、項 1 地方交付税、目 1 地方交付税につきましては、一般質問等でも取り上げられたところではありますが、普通交付税の確定を見ているところでありまして、4,385 万 4,000 円の減額となるところであります。

款 12 使用料及び手数料につきましては、項 1 使用料において、それぞれ確定しているものについて増減をお願いするもので、全体で 2,000 円の増額となるものであります。

款 13 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 民生費国庫負担金につきましては、需用費増に伴う増額で 71 万 9,000 円の増額。項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金につき

ましては、社会資本整備総合交付金といたしまして、新築住宅に対する補助金増に係る分として139万6,000円の増額。目2民生費国庫補助金につきましては、補助金の名称、計上誤り等ありましたことから、子育て支援交付金を全額1,253万円減額いたしまして、保育緊急確保事業交付金という名称といたしまして624万6,000円を追加するものであります。

目6教育費国庫補助金につきましては、実績の増ということで43万1,000円の増額となります。

款14道支出金、項1道負担金、目1民生費道負担金につきましては、8ページにもありますが需用費の精査で14万3,000円の減額となります。

7ページから8ページをお開きください。目2保険基盤安定拠出金につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定分拠出金の減額に伴う道負担金354万6,000円の減額となるところです。

項2道補助金、目2民生費道補助金につきましては、乳幼児医療費増に伴う58万4,000円の増額。目4農林業費道補助金につきましては、農業費補助金において農業委員会活動促進事業として農地台帳システム保守に係る経費に対しまして13万5,000円の増額となっております。林業費補助金におきましては森林整備加速化・林業再生事業の事業費確定によりまして1,491万6,000円の減額補正となります。目5教育費道補助金につきましては、学校・家庭・地域連携推進事業といたしまして配分額の減額によりまして73万1,000円の減額となるところです。目7消防費道補助金につきましては、地域づくり総合交付金といたしまして災害備蓄品の整備事業に対する20万円の減額となるところであります。項3道委託金、目1総務費道委託金につきましては、統計調査関係の権限移譲事務交付金の増減で9,000円の増額となるところです。

款15財産収入、項1財産運用収入、目2利子及配当金につきましては、各基金の利子収入につきまして現在見込まれております収入として24万5,000円の増額となるところであります。

続きまして9ページ、10ページをお開きください。款16寄附金、項1寄附金、目2総務費寄附金につきましては、ふるさと納税に係る寄附金で70万5,000円の増額。目3農林業費寄附金につきましては、21世紀の森整備にという指定寄附でありまして20

万円の増額になるところであります。

款 17 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、地域振興基金繰入金におきまして、ふるさと定住事業として 190 万円の増額。それから青少年海外研修事業分として 120 万円の減額で、合わせて 70 万円の増額となるところです。福祉基金繰入金は福祉灯油等の購入助成事業等財源として 588 万円の増額。丸玉産業森づくり基金繰入金は、愛林のまち緑資源を守る推進事業の減で 200 万円の減額。土地開発基金繰入金は、歳出で言いました幸町の土地購入に係る財源として 429 万 5,000 円の増額となります。

款 19 諸収入、項 4 受託事業収入、目 2 農林業費受託事業収入につきましては、農業者年金、業務委託手数料交付金額の確定によりまして 32 万 7,000 円の増額となります。項 5 雑入につきましては 11 ページから 12 ページのほうをお開きください。目 5 過年度収入につきましては、農山漁村活性化対策整備事業として 25 年度に行った事業に対し補助金申請がちょっと遅れたために今年度の収入になったもので、過年度収入といたしまして 8,541 万円の追加になります。全額財政調整基金に積み立てるものとして予算を組ませていただいております。目 6 雑入につきましては、車両の事故修理費用として共済金 29 万 4,000 円の増額。あと鉄くずを売り払いしました資源物売払収入といたしまして 37 万 3,000 円の増額。25 年度で廃止しました介護サービス事業特別会計に係る清算金として 36 万 2,000 円の増額。それから未熟児養育医療費給付事業徴収金につきましては、事業増によりまして 13 万 9,000 円の追加。その他としまして 25 年度デイサービスセンターに係る還付金等で 10 万円の追加となっているところです。

款 20 町債、項 1 町債につきましては、現在時点で整理いたしました起債予定額で計上しておりますが、目 1 総務債、デジタルテレビ中継局整備事業は 690 万円の新規の追加となっております。その他の起債につきましては事業内容によりそれぞれ追加するものであります。

それでは議案の補正条文のほうにお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました補正内容を次の第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第2条は、地方債補正といたしまして第2表のとおり追加1件、変更4件で起債の限度額を10億2,714万9,000円とするものであります。

以上、内容についてご説明いたしましたので承認賜りたくよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

昼食休憩とします。

昼食休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○議長（鹿中順一君） 昼食休憩を閉じ再開します。

休憩前に引き続き議案第97号 平成26年度津別町一般会計補正予算（第6号）について質疑を許します。

1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） 39ページ、災害対策費20万円の精査による補正だということと説明受けたのですが、6月に振興局と気象庁等の主催による防災者の担当者会議が行われ、それを受けて津別町でも自主防災組織の組織率アップといいますか、公用のために新しい考え方として8項目をクリアすれば自主防災組織として認めるといったような形で新しい動きをいたしました。その関連で、当然、その財源というか運営するところに対する財源の手当てというものが考えられるのではないかと考えていたのですが、12月の補正になっても出てこないもので、ちょっと考え方をお聞きしたいと思って質問いたしました。

自主防災組織を運営するにあたって、やはり先立つものが必要です。例えば防災訓練をやるにしても経費はかかりますし、それから医薬品の備蓄をするということになれば、これについてもお金がかかります。特に、医薬品につきましては期限切れということが起こって、実際、私の所属している自治会でも大変財政厳しい中で医薬品の常備品を取り換えると何万かかかると、どうしようかというような議論も行われております。私、今、手元に遠別町の自主防災組織の運営交付金要綱というのを持って

おります。これは本年の3月28日に発行され、4月1日から施行しているものでございますけれども、これなんかの例によりますと自主防災組織を設立すると1団体に対し人数掛ける500円、それから防災訓練等においては参加者掛ける500円を支給する、ほかにもあるのですが主なそういった内容が定められているのですけれども、津別町としても、やはり自主防災組織をこれから推進、強化していくためには何らかの財源的手当てをそれぞれ自治会にしてあげなければ、やはり自治会の中で新しい事業をするという面では財源不足が起こってくるのではないかと思います、どのように考えているかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（齊藤昭一君） ただいまご質問のありました自主防災組織立ち上げに係る助成の考えについてお答えしたいと思います。

ただいま議員のほうからお話がありましたように、先の担当者会議での提案を受けまして本町といたしましても津別モデル8項目を掲げて各自治会に自主防災組織の立ち上げを、特にこのまちづくり懇談会を通じて全町的にその考え方を提示したところです。その8項目については9月の定例議会の中で、篠原議員からの一般質問で町長がお答えしたとおりでございますけれども、その8項目それぞれ一つずつ考えていった場合、予算にかかわるもの、経費を要するものは、担当としてはないという考え方を持っております。したがって、このたびの補正におきましても新年度予算の中でも自主防災組織の立ち上げ及び運営に係る助成措置というものについての考え方は今のところないという考え方を持っております。

しかしながら、災害を未然に防ぐ、地域でもって助け合いをしていく、あるいは災害が起きたときに人命優先で避難をするといったことを考えたときに、一定程度の資材の保障というようなもの、準備というものは必要であろうというふうに考えております。このたびの暴風雪の対応に向けても緊急避難所という形で設置し、担当者が張り付いて運営したところでもありますけれども、緊急時に、あるいは災害時に備蓄品をそこに備えるというのではなくて、あらかじめ必要最小限の所には必要最小限のものを整えておくというような考え方がこの度の暴風雪の中で教訓になったというふうに担当としても考えているところであります。

したがいまして、今日段階、一定程度、庁舎あるいは庁舎に隣接する水防倉庫、そして拠点避難所として位置付けられております津別小学校を中心としながら、かなりの備品を備えておりますが、それを活汲、本岐、相生、こういった集落の中心になるような所に一定程度備えておくというようなことは、今後対応していかなきゃならない課題なのかなというふうに思っております。

そしてまた管内的に自主防災組織の設置組織率が極めて高いという美幌町 84%、斜里町が 69%、そして網走市が 40%台であります。その町のほうに運営費補助的なものは対応していますかとお尋ねしたところ、美幌町では 50 万円を 1 自主防災組織に対して 50 万円を上限として必要資材の貸与を行っている。しかしながら、その保管場所の問題、あるいは壊れた関係での補修の関係含めて非常に苦慮していて、今後どうすべきか検討すべき課題が大きいということでありました。網走市そして斜里町さんでは一切町としての助成は行っておらず、コミュニティー助成事業の補助金でもって対応していただいているのが現状であるということでありました。

若干繰り返しになりますが、町といたしましては先ほど言ったように拠点避難所のほかに、各集落の中における集会所等に備蓄品を備え自主防災組織を設立したところが使うのではなく、そこに組織されている自治会が使える備蓄品として活用する。あるいは自治会がコミュニティー助成事業を利用し、それ以外のものについて備えていくと、こういった形で備えていくような方向で考えていきたいという考え方を持っております。その災害にしましても、すべての災害に備えるというのではなく、今日段階では今回の暴風雪の問題、そしてもう一つは条件が整えば、いつどこにでも起こり得る集中豪雨、これによる土砂災害、こういった一定程度想定できるようなものが出てきておりますので、そういった事態にはどのような資材が必要なのか、こういったものについて洗い直しをしながら行政として対応すべきもの、各地域がコミュニティー助成事業を利用しながら対応すべきもの、そういった使い分けをしながら考えていきたいと。

そして、もう一つございました災害時の訓練の関係。これについても今までも行政として食糧費の対応を含めまして一定程度してきました。これが自主防災組織の設立が多くなってきて、自主的な活動が多くなったとき現行の予算では足りなくなると思

います。そういったものについては各自主防災組織の活動計画等を把握しながら必要経費について対応しながら、より地域の段階における活動が有効に進んでいくような形で進むよう検討してまいりたいということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 1番、佐藤久哉君。

○1番（佐藤久哉君） お答えはわかったのですが、コミュニティー助成事業等を使うとなると、やはりそれに対する今現在知識を持っていませんので、もし自主防災組織を立ち上げて、そうしたお金がこういうふうに使えるということ、やはり各自治会に周知、徹底していくべきではないかというふうに考えます。

それから、今のお話で、やはり一部というか主要な場所に備蓄をして、そこを利用したらいいということなのですけれども、やはりほかのものは別として医薬品につきましては災害が起きたときに取りに行ける状況になるかどうかもわかりませんので、せめて医薬品程度のものは補助対象というか常備できるような形で応援してあげるのもいいのかなというふうに考えております。

それから、防災訓練につきましては、今私どもの所なんかでもやるとなれば、やはり防災訓練をやりますと言って人は集まりません。ですから、自治会としてはそこでやっぱりお金がかかりますけれども何か事業と組み合わせて、そして防災訓練を実施する形になります。ですから、自治会としては少ない予算の中で、また事業予算をさいて、なおかつその防災訓練にも何か経費がかかるとしたら、やはり負担になってくるので、その辺につきましては、現在、町のほうも応援してくれていますから、これはもう一回検討していただければいいのかなというふうに思っております。

それから、この際ですからついでにちょっと聞いておきたいのですが、先日、暴風雪があったときに行政報告の中でも私聞いたのですけれども、2回目の質問のあと、足りないと思われた備品があった、そういった経験によって得たものがあったということなのですけれども、もし教えていただけるなら参考までに主なものでも結構ですから教えていただければと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（齊藤昭一君） まずコミュニティー助成事業の利用の仕方の徹底につきましては、窓口でもございます住民企画課のほうとも連携を図りながら地域の活動



を応援していくというような意味で周知、徹底のほうについて改良を加え対応してまいりたいと思います。

また、医薬品の関係もありました。前段のほうで触れた部分については担当としての知り得ている状況の中で触れた部分ございますけども、今後さらに自主防災組織の組織化が進み、活発的に進めていくという意味、そしてまた小回りのきく活動を応援していくという意味での制度のあり方含めて内部で十分検討しながら対応してまいりたいということで、今段階については検討させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

それと、このたびの暴風雪を通じての備品の関係でございますけども、具体的にどうしても足りなくて困ったというものは今のところないという考え方でございます。長期化2日、3日という形で長期化していけば情報を把握する、あるいは少しでも心安らぐような形での避難場所ということでいくなれば、テレビ程度の設置は必要なのかなと。あるいは備蓄品をその施設に設置するとするならばコンパクトに、あるいは収納しやすいような形での、その施設の設置場所の整備というものが必要なのかなとということでございます。

それ以上に、このたびの暴風雪の関係で教訓として残ったのは拠点避難所と緊急避難所として位置付ける施設の除雪の問題でございます。緊急避難所として位置付けておりますのは、相生の道の駅の駐車場。それと本岐の分団詰所、そしてさんさん館の施設でございましたけども、国道240号が24時間ずっと止まらない状態で行きました。そういうことからいけば、ほかの地域から津別の地域で移動不可能になるという可能性が非常に高まっていた中での暴風雪でございました。そんな中で、相生の道の駅の除雪については町有機動力で行っており、町道の除雪を行ったときに除雪をしていくということでもございましたけども、この度は17日の朝一度、それと17日の夕方に除雪をしたわけでありまして、その後の風雪には耐えられる状態ではなかったということからいきまして、隣接する住民あるいは企業のご協力をいただきながら除雪対応が可能なのかという検討、あるいは常時国道240号の除雪に走っている開発建設部のご協力を得ながら警報が出た場合、あるいは津別町が防災対策本部を設置したときには緊急避難所として使用可能な駐車場の除雪をお願いできるのか、新たな課題と

して道の駅を担当している課のほうとも連携を図りながら開発建設部のほうに、そこから辺の要望をしながら、今後緊急避難所として使用できる除雪体制のあり方について検討してまいりたいというのが課題であり、さんさん館、この度は利用させていただきましたけども、除雪体制については隣接する町道の除雪を終えた後に委託している業者が駐車場の除雪を行うという状況のみでした。しかしながら先ほども言いましたように国道 240 号が除雪されている以上は走って来る車がいる。さんさん館の駐車場に出入りできる状況があるかということ、先ほど言ったような除雪の体制であるということからいけば、平常時とは違う緊急時の 24 時間の除雪の体制というものも課題として残ったわけであります。

また、交通不可能ということで津別町で次の町へ移動することを断念した方が、みいとインへの宿泊を希望されました。予約はしたもののそこまで乗用車では行けないということで、さんさん館に車を止めた方もいらっしゃいました。そういった意味では町の中唯一の宿泊施設でもあります。避難所は利用しないでみずからお金を払ってでも宿泊したいという希望者の考えを、希望をかなえるためにも、その宿泊施設までの除雪というものについても考えていかなきゃならないのかなというふうに考えております。幾つかは町長、副町長のほうから指示を受けて既に検討を始めている部分もありますし、担当課と協議している部分もございます。まだ具体化していない部分もありますけども、このたびの暴風雪の対応を経まして現段階で認識している部分と考え方については以上のおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 1 番、佐藤久哉君。

○1 番（佐藤久哉君） 今の除雪の部分についてなのですが、ちょっと私が間違っていたら申し訳ないのですが、津別町、私前に一般質問をしたときに、災害対策として、やはり企業の持っている機動力を有効に使っていくべきではないかということで、町長も確かそういった考え方で幾つかの企業と確か提携を結んでいるのではなかったかと思うのですが、今回、そういったものの活用は考えなかったのかということと、それから消防等でも今機能別隊員ですとか企業ですとか、そういった所に特殊車両等だけの協力とか、そういったことが災害対策として考えられていますけれども、

今後、そういった部分をこういう暴風雪のときの対策として推進していく考えはないのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課主幹。

○総務課主幹（齊藤昭一君） そのような企業との連携、あるいは除雪機器を保有しているところの連携につきましては、このたびの暴風雪の中では対応しきれなかったというのが現状でございます。そういった意味では日常、平常時の中で有事の際を想定した場合の連携について対応してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩をします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時40分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

ほかにありませんか。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 1点お伺いをしたいというふうに思います。

42ページの小学校管理費で、委託料の実施設計業務262万5,000円なのですが、説明の中では職員室を今の所からどこかへ移すために、その実施設計をしたいということかなというふうに思うのですが、現状、今、子どもが見えづらい職員室の状況になっているのかなというふうに思うのですが、移動するとすれば今の小学校の中では新しいほうの校舎に移動をしようとしているのかちょっとわかりませんが、具体的にどのような考え方を今持っているのか、お伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（伊藤 同君） ただいまの藤原議員のご質問にお答えをしたいというふうに思います。

小学校の職員室の移動については、前から一般質問等でも出ておまして、児童生

徒が登下校する所と職員室、玄関とが離れているということで、非常に不審者対策にしても何にしろ問題があるのではないかということ、これは私どももずっと心配をして防犯カメラとか自動ロックを付けたりとか、そういうことはしておりました。今回、そこに踏み切ると言いますか、移動しようということにしたのは、特に統合の問題もありまして、統合する生徒たちの状況もよく見れるような所に職員室を持っていこうということで、今、小学校1年生・2年生の教室になっています玄関から、私のほうから今見て左側のほうと言いますか、その下のほうすべてを職員室と校長室と会議室というふうに改修をしたいということで考えておまして、そちらのほうに移動すれば校庭で遊ぶ子どもたち、それから登下校する子どもたちの様子、それから児童玄関に来る不審者対策と言いますか、そういうことについてもすべて見ていけるということで、新年度、27年度予算の主要事業のときに、そういう形でやりたいということで出して、その方向性がついてまいりましたので、ただ、それをやりますには、新年度の前に事業をやる前にどういうふうな形にして、幾らかかるかという積算をしないとすぐ発注ができません。発注を早くしないと、例えば学校の場合というのは授業時間にあまり大きな音を立てるわけにもいきませんし、多分、私どもの今の考えでいきますと夏休み期間あたりにある程度大きな工事を集中させると、そしてでき上がって引っ越しをします。こういうような考え方でおりますので、今年度中に設計費を、設計をしなければならぬということで今回補正予算に計上させていただいたということになっております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君） 改修の内容等についてはわかりました。

もともと1学年3クラスの校舎が新しい側にあるのですが、本当はもっと早く移動してもよかったのかなというふうには思うのですが、小グラウンドも見えるし登下校も見える、確かにそれでいいのかなと思いますし、体育館が校舎とグラウンドの間にできちゃっているんで、またそこが、どこに行ってもそれはもう同じことなので、その辺もちょっと場所的にはもうどうしようもないのですが、やり方としては、まあいいのかなというふうに思います。

とりあえず正面玄関入ったら中学校側から見たら左側のほう、右側のほうに…したら突き当りはもう壁になっちゃう道路側ですね、したら。中身についてはわかりました。

多分、総務委員会ではきっと説明あったのかなと思いましたがけれども、私たちはちょっと聞いていませんでしたので伺いをいたしました。

○議長（鹿中順一君） ほかに。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 97 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第 98 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 98 号 平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課長（五十嵐正美君） ただいま上程となりました議案第 98 号 平成 26 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由といたしましては、歳出では介護納付金等の追加であり、歳入では療養給付費交付金、国保基金に繰り入れの追加等を内容とする補正であります。

第1条といたしまして歳入歳出予算の総額に1,767万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額9億2,802万円とするものです。

それでは歳出から主なものについてご説明いたします。9ページ、10ページをお開きください。款2保険給付費、項1療養諸費、目2退職被保険者等療養給付費は医療費の増に伴い152万1,000円を追加するものです。

11ページ、12ページをお開き願います。項2高額療養費、一般被保険者高額療養費は高額療養費の増に伴い644万9,000円を追加するものです。

款3後期高齢者支援金は、額の確定により191万9,000円の減額になります。

13ページ、14ページをお開き願います。款6介護納付金は、今後の支払精査により750万7,000円を追加するものです。

15ページ、16ページをお開き願います。款9基金積立金は、前年度繰越金等を基金積立として327万3,000円を追加するものです。

次に、歳入についてご説明いたします、3ページ、4ページにお戻りください。款1国民健康保険税は賦課額確定に伴い目1一般被保険者分で、合計626万1,000円の追加、目2退職被保険者分で合計137万円の減額とするものでございます。

款2国庫支出金、療養給付費等負担金は精査により240万3,000円の追加。

5ページ、6ページをお開きください。款3療養給付費交付金は、交付額の確定により現年度分で343万2,000円、後期高齢者支援分で263万2,000円をそれぞれ追加するものです。

款4前期高齢者交付金は、精査により800万円の減額となります。

款8繰入金ですが7ページ、8ページをお開きください。目1一般会計繰入金では取得額確定に伴う精査等で保険基盤安定繰入金、その他一般会計繰入金合わせて104万7,000円を追加、項2基金繰入金、国保基金繰入金は、財政補填精査等で国保基金からの繰り入れを773万1,000円を追加するものです。

款9繰越金は、前年度繰越金として325万7,000円を追加するものです。

それでは前の条文に戻っていただきまして第1条第2項におきまして、それぞれの

補正額を款項ごとに第1表で整理させていただいたものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第98号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第99号

○議長(鹿中順一君) 日程第14、議案第99号 平成26年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(五十嵐正美君) ただいま上程となりました議案第99号 平成26年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、歳出では広域連合納付金の額の確定による負担金の減額であり、歳入では一般会計繰入金金の精査等に伴う減額等を内容とする補正であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に625万5,000円を減額し、歳入歳出予

算の総額を 9,134 万 5,000 円とするものです。

それでは、歳出からご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合納付金の額の確定により 625 万 5,000 円の減額となります。

次に、歳入についてご説明いたします 3 ページ、4 ページにお戻りください。款 1 後期高齢者医療保険料は、当初賦課確定に伴い特別徴収分で 286 万 7,000 円の減額、普通徴収分で 197 万 6,000 円を追加するものです。

款 3 繰入金では、事業精査により目 1 事業費繰入金 107 万 5,000 円、次の目 2 保険基盤安定繰入金 472 万 7,000 円をそれぞれ減額するものです。

款 4 繰越金は、前年度繰越金として 43 万 8,000 円を追加するものです。

それでは前の条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第 1 表で整理をさせていただいたものであります。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 99 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第 100 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 15、議案第 100 号 平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（石川 篤君） ただいま上程となりました議案第 100 号 平成 26 年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、歳出では事業実績に伴う保険給付費の調整、平成 25 年度給付額確定による過年度分支払基金道支出金の積み立て及び前年度繰越金の積み立てに伴う基金積立金の追加であり、歳入では付加決定による保険料の増額及び事業費の調整による国庫支出金の減、支払基金交付金、道支出金の追加、繰入金の減、前年度決算認定に伴う繰越金の追加などによる補正でございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 107 万 4,000 円を追加し歳入歳出予算の総額を 5 億 2,128 万 5,000 円とするものです。

それでは、歳出のほうからご説明申し上げますので 9 ページ、10 ページをお開きください。款 2 保険給付費では、今後の給付見込みを推計し 690 万円の減額であります。目 1 居宅介護サービス給付費で訪問介護、訪問入浴、短期入所生活介護、短期療養介護サービスですが、当初見込みよりも 200 万円の減、目 2 施設介護サービス給付費は入院等による事業精査により 200 万円の減額になります。目 4 居宅介護住宅改修費については 25 万円の減、目 5 居宅介護サービス計画給付費 400 万円の減、目 6 地域密着型介護サービス給付費では 280 万円の減額になります。

11 ページ、12 ページをお開きください。項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費については、今後の見込みにより 390 万円の追加。項 4 高額介護サービス費等、目 1 高額介護サービス費で 10 万円の追加、項 5 高額医療合算介護サービス等費、目 1 高額医療合算介護サービス費で 15 万円の追加になります。

款 3 地域支援事業費は 13 ページ、14 ページをお開きください。事業精査に伴い項 1 介護予防事業費、目 2 二次予防事業費で 7 万 3,000 円の追加、項 2 包括的支援・任意事業費、目 3 権利擁護事業費で、予算の組み替えにより 86 万 3,000 円の減額。目 5 総

務管理費で3万6,000円の減額。目6任意事業費で予算の組み替えにより86万3,000円を追加いたします。

15ページ、16ページをお開きください。款4基金積立金は、前年度給付費確定により過年度分として交付がありました762万5,000円。預金利息で3,000円の減額及び平成25年度繰越金積み立てに伴い793万7,000円の追加となります。

続きまして、歳入にお戻りいただきたいと思います。3ページ、4ページをお開きください。款1保険料は、当初賦課額の確定により22万3,000円の追加となります。款3国庫支出金、国庫負担金120万円の減額。項2国庫補助金では2万7,000円の追加。款4支払基金では2万3,000円の追加ですが、給付見込みの減額により現年度分200万1,000円の減。25年度給付額確定により200万2,000円の追加。款5道支出金の道負担金458万1,000円の追加は、給付見込みの減により104万2,000円の減額と、25年度給付額確定により562万3,000円の追加によるものです。道補助金は1万4,000円の追加でございます。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利息及配当金では3,000円の減額。

款7繰入金の基金繰入金につきましては、一般会計繰入金で91万4,000円の減額。7ページ、8ページをお開きください。介護給付費準備基金繰入金で199万9,000円を減額するものです。

款8繰越金は、前年度繰越金として31万6,000円を増額補正するものです。

款9諸収入では6,000円を追加いたします。

では第1表に戻っていただきまして、ただいま歳入歳出で説明いたしましたそれぞれの補正額を款項ごとに整理し第1条の条項とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただけますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 100 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 101 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 101 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 101 号 平成 26 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、歳出につきまして電気料の値上げによる光熱費の追加、事業完了により精査及び交際費の利息確定による精査で、歳出につきましては決算確定による繰越額の確定及び事業完了による補助金繰入金等の精査でございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 47 万 6,000 円を追加し予算総額を 4 億 8,527 万 5,000 円とする補正をお願いするものでございます。

歳出から主なものについてご説明いたしますので 5 ページ、6 ページをお開きください。

款 2 特環下水道費につきましては、マンホール内ポンプ管理経費において電気料が 11 月 1 日より 15%の値上げ改定となっておりますので、3 月までの支出不足見込みとして 7 万 6,000 円の追加。

款 3 個別排水費は浄化槽の修繕料 25 万 4,000 円の追加、8 ページ汚泥処理手数料は汲み取り料の増により 76 万 5,000 円の追加となります。

款4の集落排水費につきましては、マンホール内ポンプ経費、処理場管理経費、それぞれ電気料金値上げにより光熱水費1万8,000円、13万7,000円の追加となります。

款5公債費につきましては、変動利率借入分の利率確定に伴う元金及び利息の精査でございます。元金において4万4,000円の追加。9ページ、10ページの利子において14万5,000円の減額となります。

そのほかは事業完了による減額精査で、歳出合計で47万6,000円の追加をお願いするものでございます。

3ページの歳入に戻ります。款3国庫支出金は、事業完了に伴う交付金の精査で、21万8,000円の減額。

款4繰入金は、歳入歳出の精査により117万1,000円の減額。

款5繰越金は、決算認定による確定額により210万4,000円の増額。

款6諸収入は、町道改良完了に伴う汚水柵等移設補償分の精査で23万9,000円の減額となり、歳入合計47万6,000円の増額補正をお願いするものです。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、ご説明申し上げましたのでご承認くださるようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第101号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 102 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 102 号 平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹（竹内秀行君） ただいま上程となりました議案第 102 号 平成 26 年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由としましては、歳出では電気料の値上げ及び事業完了による精査。歳入では決算認定に伴う繰越金の確定及び歳出歳入補正による繰入金の精査でございます。

第 1 条につきましては、歳入歳出それぞれ 2 万 5,000 円を減額し、予算の総額を 4,265 万 1,000 円とする補正をお願いするものです。

歳出からご説明いたします。5 ページ、6 ページをお開きください。款 1 総務費は、総務管理経費において光熱水費 6 万 8,000 円の追加、給水施設整備事業において量水器更新工事にて 1 万 4,000 円、量水器にて 7 万 9,000 円が事業精査により減額となります。

3 ページの歳入にお戻りください。款 3 繰入金は、歳出歳入の精査により 63 万円の減額となります。

款 4 繰越金は、決算認定により額が確定いたしましたので 60 万 5,000 円の増額となります。

最初の条文に戻っていただきます。第 1 条第 2 項第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしましたものを款項区分に整理しましたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第102号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第103号

○議長(鹿中順一君) 日程第18、議案第103号 平成26年度津別町上水道事業会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

竹内建設課主幹。

○建設課主幹(竹内秀行君) ただいま上程となりました議案第103号 平成26年度津別町上水道事業会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

補正の理由としましては、事業完了による負担金等収益及び資本的支出の精査が主なものでございます。第2条としまして収益的収入及び支出の収入の部において、款1 水道事業収益、営業外収益について5万3,000円の増額をお願いするものです。

3ページをお開きください。収入の部において雑収益、その他雑収益について、町道改良工事に伴う給水管移設負担金の確定分5万7,000円の増額及び国道240号消火栓移設工事負担金の精査で1万7,000円の減額。導水管折損事故に伴う賠償金の確定額1万3,000円の増額。合わせて収入計5万3,000円の増額をお願いするものでございます。賠償金につきましては、相生にて国道維持工事中、簡易水道導水管を折損するという事故が9月に発生いたしまして、復旧処理にあたった水道会計職員分の時間外手当について、当該原因者に請求し収納となったものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出の部において、委託料、上水道管路図修正業務に

つきましては、本年度国道 240 号関連移設工事分を来年度に修正することとし、27 万 4,000 円の減額。量水器更新工事については、精査により 15 万 2,000 円の減額となります。

1 ページにお戻りいただきたいと思います。第 3 条につきましては、ただいまご説明しましたとおり資本的収入及び支出において、支出額をそれぞれ変更し、建設改良費にて 42 万 6,000 円の減額をお願いするものです。

2 ページ実施計画においては、以上ご説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

4 ページからは財務諸表となります。4 ページのキャッシュ・フローにつきましては、決算認定後の未収金及び未払金を精査、計上しております。

今回の補正による収益的収入増加分につきましては、表の一番上、当年度純利益に反映され、5 万 3,000 円増の 840 万 4,000 円となります。この数字及び一番下の資金期末残高 2 億 5,034 万円につきましては、5 ページの貸借対照表の下から 6 行目、現金預金 2 億 5,034 万円、7 ページの下から 5 行目、当年度純利益 840 万 4,000 円として反映されておりますので、ご確認願いたいと思います。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 103 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午後 2時 11分

再開 午後 2時 30分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎意見書案第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 19、意見書案第 18 号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、藤原英男君。

○6 番（藤原英男君） [登壇] ただいま上程になりました意見書案 18 号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書について提出者として説明をさせていただきます。

一昨日の一般質問の中でも、これらに関する質問はありましたけれども、この 6 月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整理等に関する法律」が成立いたしました。

要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外される。また、特別養護老人ホームの新規入所対象を原則要介護 3 以上に制限しているが、認知症の利用者では軽度のうちに適切な介護を受けることで心身の機能が維持されることは多くの介護現場で認められている。

ほかにも一定以上所得者の介護サービス利用料の 2 割負担への引き上げ、低所得者の施設入所の居住費、食費を軽減する補足給付を制限するなど、これまでにない負担と給付制限が加えられようとしている。

また、多くの介護事業所で低賃金や労働条件の厳しさから介護・看護職員の人手不足が深刻化しており、特に広大な過疎地を有する北海道では看護師、理学療法士など



の専門職を確保することは困難になってきている。

だれもが必要なサービスを受けられ、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備を図るため、下記の事項3点について要望をしようとするものであります。

提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係各大臣に提出しようとするものであります。

趣旨にご賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

よろしくお願ひします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第19号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、意見書案第19号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

7番、山内彬君。

○7番（山内 彬君） 〔登壇〕 意見書案第19号についてご説明申し上げます。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書であります。

内容について説明申し上げます。

6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」は、医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地

域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助でというものであり、ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものであります。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外すことなどが盛り込まれており、限られた介護保険財政と人材の中でさらに自治体財政を圧迫するものであります。

また、医療・介護の現場は現在も深刻な人員不足の中、長時間・過密労働で疲弊しており、医療・介護の崩壊をくい止め、安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務であります。

よって、3項目について要望するものであります。提出先につきましては内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣であります。

以上、提案いたしますのでご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第20号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、意見書案第20号 年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

3番、村田政義君。

○3番（村田政義君） 〔登壇〕 ただいま上程されました意見書案第20号 年金積立金の被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書についての内容について、提案をさせていただきます。

政府は、年金積立金管理運用独立行政法人に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金運用の見直しを求めている。年金積立金は、長期的な視点から安全かつ確実な運用を堅持すべきであり、経済への貢献が目的ではありません。年金積立金管理運営独立行政法人には、被保険者の意思を反映するための管理能力体制もなく、被保険者の意思確認がないまま、政府は一方的に見直しを図ろうとすることは問題である。

よって、下記の3項目について地方自治法第99条の規定に基づき衆議院議長ほか各大臣へ意見書を提出するものであります。

皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第20号を採決いたします。

この採決は起立よって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第21号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、意見書案第21号 平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

6番、藤原英男君。

○6番（藤原英男君）〔登壇〕 ただいま上程になりました意見書案第21号 平成27年度畜産物価格決定等に関する意見書について読み上げて趣旨説明にかえさせていただきます。

北海道の酪農・畜産は、厳しい気象・地理的条件のもとで、専業経営を主体に展開し、安全で良質な畜産物の安定供給という重要な使命を担うとともに、乳業など幅広

い関連産業を通じて地域の雇用や経済を支え、地域社会の活力を維持するなど、極めて重要な役割を果たしている。

しかし、国際化の進展に伴う輸入乳製品・畜産物との競合、配合飼料価格の高騰や燃油・電力費用の増加などによる生産コストの上昇など、本道の酪農・畜産経営の厳しさは増している。さらに、先行きが見えない中で、廃業戸数の増加に歯止めがかからない状況が続いているほか、日豪EPA協定による牛肉等の関税引き下げやチーズの関税割り当ての導入、また、関税撤廃を原則とするTPP交渉の合意に向けた動きなど、迫りくる市場開放の圧力に酪農・畜産農家は大きな不安と危機感を抱いている。

こうしたもと、国は「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえた新たな酪農・肉用牛近代化基本方針などの策定に向けて検討を進めているが、生産現場ではどのような方針や施策方向が示されるのか大いに注目をしている。

国民の基礎的食料の安定供給及び地域経済・社会を支える酪農・畜産の持続的な発展を図るため、現在の諸課題に対処した意欲の持てる畜産物価格等の決定及び適切な酪農・畜産政策の推進と予算について、下記の5項目について強く要望をしようとするものであります。

提出先につきましては、衆参両院議長、内閣総理大臣をはじめ関係大臣であります。

趣旨にご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案の理由の説明にかえさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第21号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎意見書案第 22 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 23、意見書案第 22 号 後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

5 番、茂呂竹裕子さん。

○5 番（茂呂竹裕子さん） [登壇] ただいま上程になりました意見書案第 22 号について提案いたします。

後期高齢者医療制度の「特例軽減措置」の継続を求める意見書です。

厚生労働省は 10 月 15 日、社会保障審議会医療保険部会に対し、後期高齢者医療制度の特例軽減措置を平成 28 年度から段階的に廃止する方針を示しました。

北海道後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数は約 72 万 6,000 人で、そのうち所得なしが 42 万人、所得 200 万未満までの被保険者が 70 万人を占めています。

また、特例措置対象者は均等割軽減が約 37 万人、所得割対象者が約 6 万 5,000 人で被保険者全体の 6 割を占め、廃止措置によって 2 倍から 3 倍の負担増になる加入者も生まれてまいります。

北海道後期高齢者医療広域連合の滞納繰越額は、平成 25 年度末で 6 億 5,000 万円となり、短期被保険者証交付数は平成 26 年 8 月現在で 500 件を超え、滞納処分の執行も百数十件に上っています。

年金削減、消費税増税、生活必需品の値上がりなどで北海道の後期高齢者を取り巻く状況は極めて厳しくなっており、このうえ特例軽減措置が廃止されれば対象となる被保険者に深刻な影響を及ぼすことは明らかです。

よって、後期高齢者医療制度の特例軽減措置を引き続き継続するよう強く求めるものです。

提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣です。

以上、ご提案申し上げますので、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 22 号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第 18 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 24、報告第 18 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 2 時 50 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 19 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 25、報告第 19 号 平成 26 年度定例監査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 26 年度定例監査の報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

◎報告第 20 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 26、報告第 20 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 26 年度 8 月分、9 月分、10 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承願います。

◎閉会の議決

○議長（鹿中順一君） お諮りします。

今定例会に付議された事件はすべて終了しました。

したがって、会議規則第 7 条の規定によって本日で閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） これで本日の会議を閉じます。

平成 26 年第 8 回津別町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2 時 52 分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員